

経済産業省

20230310保局第2号

電気主任技術者免状交付に係る運用について（内規）の一部を改正する規程
を次のとおり定める。

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



電気主任技術者免状交付に係る運用について（内規）の一部を改
正する規程

電気主任技術者免状交付に係る運用について（内規）（20201218保
局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

(別紙)

電気主任技術者免状交付に係る運用について（内規）（20201218保局第2号）の一部を改正する規程
新旧対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕

改正案	現行
経済産業省大臣官房 <u>技術総括・保安審議官</u>	経済産業省大臣官房 <u>技術総括・保安審議官</u> 太田 雄彦
電気主任技術者免状交付に係る <u>運用について</u>	電気主任技術者免状交付に係る <u>運用について（内規）</u>
（実務経験の範囲） 5. 実務経験として認められる職種は次のとおり。 （1）電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務経験となる業務は、500〔V〕以上の電気工作物である発電設備（ダム、水路設備を除く。）、<u>蓄電設備、変電設備</u>、送電設備、配電設備、給電・遠隔制御等の設備（電力保安通信設備を除く。）及び需要設備に関する次のものをいう。 ①～③ （略） （2） （略） （別紙1） 関係学科の科目別取得単位について 電気事業法第44条第2項第1号の規定に基づく電気主任技術者免状の交付申請に係る関係学科の必要取得単位数は、別表第Ⅰ又は別表第Ⅱによることとする。各科目の授業内容の詳細は学校認定基準によることとする。 別表第Ⅰ （略） 別表第Ⅱ	（実務経験の範囲） 5. 実務経験として認められる職種は次のとおり。 （1）電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務経験となる業務は、500〔V〕以上の電気工作物である発電設備（ダム、水路設備を除く。）、<u>変電設備</u>、送電設備、配電設備、給電・遠隔制御等の設備（電力保安通信設備を除く。）及び需要設備に関する次のものをいう。 ①～③ （略） （2） （略） （別紙1） 関係学科の科目別取得単位について 電気事業法第44条第2項第1号の規定に基づく電気主任技術者免状の交付申請に係る関係学科の必要取得単位数は、別表第Ⅰ又は別表第Ⅱによることとする。各科目の授業内容の詳細は学校認定基準によることとする。 別表第Ⅰ （略） 別表第Ⅱ

関係学科の科目別取得単位一覧表

(平成6年4月以降適用の学校等の認定基準により認定された学校を卒業した者)

科目区分 \ 認定学校等の種類	大学又はこれと同等以上の教育施設	短期大学又はこれと同等以上の教育施設	高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設	高等学校又はこれと同等以上の教育施設
1. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2. 発電、蓄電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(備考) 1 (略)

2. 「高等学校又はこれと同等以上の教育施設」の種類において、高等学校学習指導要領（平成元年3月15日文部省告示第26号）に規定された学科目により履修したときは、次の学科目及び単位をもって表中の科目区分ごとの単位数を満たすものとする。

イ (略)

ロ. 「発電、蓄電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」は、次の学科目及び単位とする。

(略)

ハ～ホ (略)

3. 「高等学校又はこれと同等以上の教育施設」の種類において、高等学校学習指導要領（平成11年3月29日文部省告示第58号）に規定された科目により履修したときは、次の科目及び単位数をもって表の科目区分ごとの単位数に該当するものとする。

イ (略)

ロ. 「発電、蓄電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気

関係学科の科目別取得単位一覧表

(平成6年4月以降適用の学校等の認定基準により認定された学校を卒業した者)

科目区分 \ 認定学校等の種類	大学又はこれと同等以上の教育施設	短期大学又はこれと同等以上の教育施設	高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設	高等学校又はこれと同等以上の教育施設
1. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2. 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(備考) 1 (略)

2. 「高等学校又はこれと同等以上の教育施設」の種類において、高等学校学習指導要領（平成元年3月15日文部省告示第26号）に規定された学科目により履修したときは、次の学科目及び単位をもって表中の科目区分ごとの単位数を満たすものとする。

イ (略)

ロ. 「発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」は、次の学科目及び単位とする。

(略)

ハ～ホ (略)

3. 「高等学校又はこれと同等以上の教育施設」の種類において、高等学校学習指導要領（平成11年3月29日文部省告示第58号）に規定された科目により履修したときは、次の科目及び単位数をもって表の科目区分ごとの単位数に該当するものとする。

イ (略)

ロ. 「発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に

法規に関するもの」は、次の科目及び単位数とする。

電力技術 3単位以上

ただし、別表第2の1「発電、蓄電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」の授業科目の内容のものであること。

ハ～ホ (略)

4. 「高等学校又はこれと同等以上の教育施設」の種類において、高等学校学習指導要領（平成30年3月30日文科科学省告示第68号）に規定された科目により授業を行うときは、次の科目及び単位数をもって表の科目区分ごとの単位数に該当するものとする。

イ (略)

- ロ. 「発電、蓄電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」は、次の科目及び単位数とする。

電力技術 3単位以上

ただし、別表第2の2「発電、蓄電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」の授業科目の内容のものであること。

ハ～ホ (略)

関するもの」は、次の科目及び単位数とする。

電力技術 3単位以上

ただし、別表第2の1「発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」の授業科目の内容のものであること。

ハ～ホ (略)

4. 「高等学校又はこれと同等以上の教育施設」の種類において、高等学校学習指導要領（平成30年3月30日文科科学省告示第68号）に規定された科目により授業を行うときは、次の科目及び単位数をもって表の科目区分ごとの単位数に該当するものとする。

イ (略)

- ロ. 「発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」は、次の科目及び単位数とする。

電力技術 3単位以上

ただし、別表第2の2「発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの」の授業科目の内容のものであること。

ハ～ホ (略)